

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月30日

月曜日

号外(2)

目次

規則

○富山県覚せい剤取締法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県覚せい剤取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第23号

富山県覚せい剤取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県覚せい剤取締法施行規則（平成2年富山県規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県覚醒剤取締法施行規則

第1条中「覚せい剤取締法（）」を「覚醒剤取締法（）」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第2条第5号中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改める。

第3条第1項から第3項までの規定中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同条第4項中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改める。

様式第1号中「覚せい剤施用機関廃止等届」を「覚醒剤施用機関廃止等届」に、

「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第2号中「覚せい剤研究者（覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者）」を「覚醒剤研究者（覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者）」に、「覚せい剤取締法」

を「覚醒剤取締法」に、
「 氏 名
法人にあっては、名称」を

「 氏 名
(法人にあっては、名称)」に改める。

様式第3号及び様式第4号の規定中 覚せい剤施用機関 (覚せい剤研究者、
覚せい剤原料取扱者、
覚せい剤原料研究者)

「 覚醒剤施用機関 (覚醒剤研究者、
覚醒剤原料取扱者、
覚醒剤原料研究者)」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第5号中「覚せい剤（覚せい剤原料）事故届」を「覚醒剤（覚醒剤原料）事故届」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第30条の14」を「第30条の14第1項」に、「覚せい剤（覚せい剤原料）の」を「覚醒剤（覚醒剤原料）の」

に、
「 事故が生じた
覚せい剤
覚せい剤原料」を 「 事故が生じた
覚醒剤
覚醒剤原料」に改める。

様式第6号中「指定失効等に伴う覚せい剤（覚せい剤原料）所有数量報告書」を「指定失効等に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）所有数量報告書」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第7号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、
「 譲り渡した
覚せい剤
覚せい剤原料」

を

譲り渡した 覚醒剤 覚醒剤原料

 に改める。

様式第8号(1)中「覚せい剤施用機関の報告書（ 年分）」を「 覚醒剤施用機関の報告書（ 年分）」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第8号(2)中「覚せい剤研究者の報告書（ 年分）」を「 覚醒剤研究者の報告書（ 年分）」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中

「 覚せい剤施用機関

（覚せい剤研究者） （覚せい剤原料取扱者） （覚せい剤原料研究者）

 を

「 覚醒剤施用機関

（覚醒剤研究者） （覚醒剤原料取扱者） （覚醒剤原料研究者）

 に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締

法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定

（

氏 名 法人にあっては、名称

 を

氏 名 法人にあっては、名称

 に改める

部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県覚せい剤取締法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（くすり政策課）

